

平成 28 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 1 回 定 例 会 (第 6 号)

| | | | | | | |
|--|-------------------|------------------------------|------------|------------|-----------|------------|
| 招集年月日 | 平成 28 年 3 月 3 日 | | | | | |
| 招集の場所 | 美 郷 町 役 場 議 会 議 場 | | | | | |
| 開会日時 及び宣告 | 開 会 | 平成 28 年 3 月 15 日 午後 1 時 00 分 | | | | |
| | | 議 長 西 嶋 二 郎 | | | | |
| | 閉 会 | 平成 28 年 3 月 15 日 午後 3 時 22 分 | | | | |
| | | 議 長 西 嶋 二 郎 | | | | |
| 応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 11 名 欠席 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△公務欠 | 議 席 番 号 | 氏 名 | 出席等 の 別 | 議 席 番 号 | 氏 名 | 出席等 の 別 |
| | 議 長 | 西 嶋 二 郎 | ○ | 5 | 岩 根 和 博 | ○ |
| | 副議長 | 安 田 勝 司 | ○ | 6 | 山 本 幹 雄 | ○ |
| | 1 | 原 克 美 | ○ | | | |
| | 2 | 福 島 教 次 郎 | ○ | 9 | 黒 川 民 次 郎 | ○ |
| | 3 | 栗 原 進 | ○ | 10 | 簀 根 正 一 | ○ |
| | 4 | 藤 原 修 治 | ○ | 11 | 佐 竹 一 夫 | ○ |

| | | | | |
|---|-------------|---------|-------------|-----------|
| 会議録署名員 会議 | 1番 | 原 克 美 | 2番 | 福 島 教 次 郎 |
| 地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏 名 | 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
| | 町 長 | 景 山 良 材 | 住民課長 | 高 橋 武 司 |
| | 副 町 長 | 樋 ケ 司 | 健康福祉 課 長 | 木 川 士 朗 |
| | 教 育 長 | 田 邊 哲 也 | 産業振興 課 長 | 烏 田 正 輝 |
| | 総務課長 | 渡 邊 泰 文 | 建設課長 | 赤 穴 清 |
| | 企画財政 課 長 | 窪 田 英 通 | 大和事務所長 | 漆 谷 和 彦 |
| | 定住推進 課 長 | 岡 先 宏 和 | 教育課長 | 漆 谷 千 鳥 |
| | 出納室長 | 小 田 運 博 | | |
| 職務により議会に出席 した者の職・氏名 | 局 長 三 上 利 三 | | | |
| 議 事 日 程 | 別 紙 の と お り | | | |
| 会 議 に 付 し た 事 件 | 別 紙 の と お り | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別 紙 の と お り | | | |

平成28年美郷町議会第1回定例会議事日程

(第7号)

平成28年 3月15日(火) 午後 1時 開会

| 順序 | 事 件 |
|----|---|
| 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 一 般 質 問 |
| 3 | 常任委員会審査報告及び質疑、討論、表決 |
| 4 | 予算特別委員会審査報告及び質疑 |
| 5 | 予算特別委員会付託の議案第13号美郷町一般会計予算に対する修正動議上程、説明、質疑 |
| 6 | 修正動議及び予算特別委員会付託議案に対する討論、表決 |
| 7 | 発 委 発委第2号 美郷町議会基本条例の制定について |
| 8 | 委員会の継続審査調査付託 |

(開会 午後 1時 00分)

●西嶋議長

開会前ではありますが、町長より諸報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

開会前でございますけれども、ただいま議長のお許しをいただきましたので、職員の退職予定者と採用予定者についてご報告をいたします。

まず、平成28年3月31日付けの退職予定者は、次の5名でございます。総務課長、渡邊泰文。議会事務局局長、三上利三。建設課課長補佐、志村英文。教育課課長補佐、松村みはる。住民課課長補佐、大草英徳。以上5名でございます。

次に、採用予定者であります。新規採用職員として、6名の職員を採用予定しております。うち、次の5名は、一般行政職員でございます。下垣新太郎、熊谷麻美、飯國美希、勝部裕美、恒松範子。次の1名は、保健師でございます。太田恵。以上6名で、採用予定は平成28年4月1日でございます。以上で諸報告を終わります。

●西嶋議長

町長の諸報告が終わりました。

全議員出席であります。ただいまから、会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番・原議員、2番・福島議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。昨日通告7までの質問が終了していますので、本日は残りの3件の一般質問を行います。

通告8、9番・黒川議員。

●西嶋議長

9番。

●黒川議員

私は、前もって通告しておりました。次の1点についてお伺いいたします。みさとカレッジのその後ということで、お聞きしたいと思います。島根県が昨年度国勢速報値で石見の人口が19万8906人となり、1920年の国勢調査以来、初めて20万を下回ったというのは、先日の新聞に載っております。経済の状況は依然として厳しく、本町の基幹産業でもある農業を

はじめとして、農業従事者の高齢化により農家の戸数も激減しているのではないのでしょうか。そうした中、農業以外に、これといった産業が見当たらないのが美郷町の現状ではないかと思えます。働き場所の確保を目指すことは、本町にとって最優先課題でもあると思えます。本町では、平成22年度から27年度、6年間において、過疎地域自立促進計画が策定されました。これから美郷町を担っていく人材と産業を一体的に育て上げる仕組みとして、みさとカレッジが設立されたと聞いております。その中で、専科、研修科、普及科がそれぞれの企業を目指して、頑張ってきていると思えます。その中で、専科は、美郷町において地域の課題解決や資源活用など主眼に置いた第1回起業コンテストが24年に行われ、5組の方のプレゼンテーションにより、それぞれの提案が出されました。その中で、3組が採用されました。美郷町の町内外からやる気のある人材が集まって、美郷町の新しい産業の創出を図ろうとするものであり、大きな期待を寄せているところでもあります。そこで、今までの、第1回から第4回までの企業コンテストで、入賞された方々のその後の活動と、事業内容と事業費などを分かる範囲内で、ご説明いただければと思えます。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

黒川議員のみさとカレッジのその後についてのご質問でございます。

お答えします。現在までのみさとカレッジ起業コンテストの入賞者につきましては、平成24年度が3件ございましたが、平成25年度の入賞者はなく、平成26年度が1件、平成27年度も1件でございました。

平成24年度に入賞いたしました、ヘルシープラスの配食サービスから始める付加サービスの提供におきましては、病態食の弁当を中心とした配食サービスを、美郷町を中心とした周辺市町村を対象に行っておられます。顧客数の減少により弁当の売上高は、平成25年に作成された経営計画と比較をしまして大きく下回り、厳しい経営状況となっておりますが、今期から新たに始められました事業の収益により経営の改善が図られる見込みでございます。

小松地営農倶楽部のトルコギキョウ栽培で若者定住、法人担い手育成モデルを目指してにつきましては、トルコギキョウとスプレーストック栽培を中心とした計画でございます。当初計画の年商600万円には至っておりませんが、400万円は達成しておられます。技術力の向上による秀品率の向上に努められ、目標額達成に向け日々努力する姿勢で頑張っておられます。

なおエンジェル・ハンドの美郷町の休耕地を利用した薬用植物栽培の6次産業化は、入賞されましたが、平成25年2月に事業支援を取り下げる旨の

申し出があり、事業を撤退されております。

次に、平成26年度入賞者の小脇徹也さんの特別な栽培方法による上質なトマトを使った加工事業につきましては、昨年度、ミニトマトの試験栽培を行い、経営計画を練り直しておられますが、生食販売におきまして、生産したトマトの一部を県内のスーパーに出荷することが決まっております。また、加工事業のトマトジュースにつきましては、みさとカレッジ食品加工講座の講師に依頼し、商品化を図っており、現在、販路の開拓を行っているところでございます。

また、平成27年度の入賞者でございます秋山いつきさんの島根県美郷町の商品プロデュース事業、産業創出事業及びウェブ制作・販売促進事業につきましては、現在、起業に向けた事業計画を作成しておられるところでございます。

次に、平成27年度のビジネスプランコンテストで入賞された油木高校は、生徒が所属をするNPO法人として、君谷地域の養蜂の取り組みを支援いただいているところでございます。以上。

●西嶋議長

9番。

●黒川議員

大体ビジネスコンテストということで、説明をしていただきましたけど、今お話聞きますと、非常に起業コンテストに入賞された方、色々作業されると思いますが、企業を起こすというのは、大変難しいものであるということの中で改めて確認いたしました。確実にお金と同時に時間、それから消費される新規事業を掲げて終わりではなく、その後、仕組みとか収益まで計算されて、それ引っ張っていかなければならないというのは本当に大変だと思うんです。そこで、お聞きしますけど、今までの中で第1回から第4回までの説明をもらったんですけど、カレッジ関係で、5件中3件が入賞されたということだと思えますけど、その中で、今回の第4回のコンテスト、ビジネスプランコンテストで、何件応募があって、どういうふうな考えで、先ほどおっしゃったのを採用されたかというのをちょっとお伺いいたします。まあちなみに、第1回目でやったのは、農業にある程度沿った採用じゃなかったと思えますけど、第4回の方は、どういうふうな格好で何件あって、それを採用されたというのが、分かればちょっと教えていただきたいと思いますけど。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

4回ですね、何件あったかということでございますけれども、資料をち

よっと今見ますと持って上がっておりませんので、担当課長お願いいたします。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

ビジネスコンテストの方ですが、8件のまず応募がありまして、第1次審査を通りましたのは、4件。で、その内の1件が、入賞されたということになります。以上です。

●西嶋議長

9番。

●黒川議員

ちょっと今の説明で、8件あって、1件だけ採用したっていうのは、どういういきさつで、どういうあれをもって採用までいったかというのを、私は聞いているんですけど。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

まず第1次審査、これ書類審査でございますけれども、8件を審査員の皆様にご覧いただきまして、で、それから4件にまずしぼりこみます。

で、4件を今度は、発表をプレゼンテーションをしていただきます。で、そのプレゼンテーションを聞きまして、9名の審査員で審査をいたしまして、今回1件の入賞があったということでございます。この審査の講評の中で申しますと、既存の美郷町の既存の商品力を高めていく発展的提案であったということ。それから未活用資源の発掘と住民参加の商品開発の提案であったこと。それから、首都圏でのマルシェ出店。まあフリーマーケットのようなものがございますけれども、店舗規模や営業時間に柔軟性を持たせたサテライト的な仕組みづくりが出来ればおもしろいなというお話。それから美郷町スタイル、発信するという発想。町外につなげていく計画となっていると。まとめの総評といたしましては、全体として少し精査が必要であるけれども、住民を巻き込んだ商品開発、販売、PR活動など都市部に展開する計画で事業としてまとまっていると。将来に向けて可能性があるという判断によりまして、この1件を入賞とされたものでございます。

●西嶋議長

9番。

●黒川議員

今お聞きしますけど、島根県美郷町商品プロデュース事業、産業創出事業

及びウェブ制作販売促進事業というふうな格好で、採用されたと思いますけど、まああれ聞きますと、3月ぐらいから1人こちらに来て、美郷町を見て、それから地域協力隊得を得ながらやるということでございますけど、その中で、タブレットに入っていると思いますけど、その31ページぐらいで見えますと、今年度は、480万ぐらいの赤字が出て、3年先には308万の黒字にするというふうな計画書になっております。でも、今までの1回から3回までのプリントを見ますと、どうも計画どおりの収益が出てるのは現実だと思いますけど、果たしてこの本当に3年目で黒字に出せるだけの今、今回採用した方が、そこまで突っ込んだような話っていうのが、ある程度されてるんでしょうから。ただ計画で、どうも今まで3回やった中でも、どれも1年目は赤字であって、3年目で黒字になってるというふうにみな書いてるんですよ。見させてもらおうと。そこら辺は、本当に計画の段階ですけど、まあその辺を突っ込んだ話し合いというのは、まだされてないんですか。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

議員さんのお手元でございますのは、プレゼンテーションの時に使った資料でございます。現在これブラッシュアップというか、経営計画を見直しております、精査をしながら、今、その計画策定に取り組んでいるところでございます。どうしても計画のところ、出口といいますか、収益のところを見積もる訳でございますが、なかなか難しいというのが、今までの入賞者の中では、難しいなということが出てきております。

●黒川議員

ぜひ、その辺はもうちょっと話し合いして、その確実な線を出していただければと思いますけど、それはそれで、次に第1回のコンテストだけ、休遊地を利用した薬用植物栽培という6次産業化をっていうことで、採用された事業があります。その中で、非常に期待されていたんですが、地元の農家から契約栽培をして、収穫して、それを会社が買い取って加工を行いながら、一部製造を委託して、そんな中には、入浴剤とか滋養として販売行いうことでありますけど、ある程度進んでいたかと思いますが、そこに地域資源活用のモデルみたいなものだろうと思いますけど、製造販売において、薬事法で販売できなくなったと聞いております。その途中で、事業を先ほど町長から説明がありましたけど断念したと思います。大体そういうだんだんそういう販路とかそういうところで失敗する例が多いじゃないかと思いますが、せつかくこの地元の人が手伝いを頂きながら雇用が生まれるということになるんですけど、それがなくなっていくということなんですけど、この辺は薬

事法が、前に引っかけたということであるんですけど、その辺は町としてはある程度、この方とどの程度、話し合いをして、ある程度手伝いをしたのかしないのか。それと、この事業に対するあれは、1000万ということでもありますけど、途中で受け取らなかったというふうなことも聞きますけど、この方を本当にせつかく採用したんだから、もうちょっと発展を見て、事業化にしてあげるべきじゃなかったかなと思うんですけど、その辺は町長どんなでしょうかね。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

今、黒川議員のご質問でございますけれども、町としてですね、辞められた方にどのような手助けをしたかというご質問でございますけれども、町としてはですね、それなりの手はつくしておるようでございますけれども、本人の方から、辞められたということだと思っております。

●西嶋議長

9番。

●黒川議員

本人から取り下げたということでございますけど、まあせつかく1年か2年やって、一生懸命本人もやる気もある中で、もうちょっと町が面倒見てあげられれば、まだその事業というのは、続ける可能性もあったんじゃないかと思えますけど、終わったものに、これ以上言うてもあれですけど、これはこれで終わらせていただきます。それで1つまあこうやって、色んな話を聞いて、起業をされると思えますけど、しかし美郷町において、これといった外から企業が来て美郷町の産業を創出しようとするところがあんまり見当たらないと思えます。で、そうであれば、この基幹産業である農業ですよ、農業において今稲作を中心にしたハウス産業など頑張っている方がおると思えます。ただその中に、農家数とか、担い手不足、米価の下落、減少があると思えますけど、毎年そういう中で、農家の方々がやめていく方も増えてきていると思えますけど、それならば、今一生懸命皆さん頑張ってる農業法人とか、営農組合などがありますけど、このカレッジを取りいれて、そこに応募をしていただいてもらって、町全体で、そういうものを考えていけばいいんじゃないか、ただプレゼンテーションをやって、よそから来て、色んな訳のわからんみたいな発想されて、我々は、理解出来るか出来んか解らんけど、そういうものを、美郷町の農業とかそういうものを取り入れた格好の方向で進めばどうでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

外からの起業がですね、なかなか見当たらないという話もございますけれども、農業法人とか営農組合といいますのは、現に町でもそれを結成しておりますけれども、やはりこの外からおいでなっただ方がですね、冒頭にお話がありましたように、なかなか起業をするというところまではいっていないのが実情でございます。先ほど申し上げましたように、数件の方が、4人の方がですね、一応起業に準備をしていただく訳でございますけれども、中でも、外からおいでになっただ方で小脇さんという方が、トマト栽培をしておられますけれども、滝原で。これもですね、かなり良質のトマトを作って、それを絞ってジュースにするとかいうことで、販売をしておられますけれども、これなんかもですねやっておられますけれども、ファミリーの段階でですね、やられるというようなことで、なかなかそこで起業をして、大規模とまではいきませんが、人を雇い入れるだけのというのが今までのところではないというのが実情でございます。こうして、色々議員おっしゃるようになりますね、せっかく美郷へ来て頂いて、やる気で作られたものが、やってみればなかなかという方もあったんじゃないかと思っておりますけれども、こうして、みさとカレッジとして扱った中でですね、この4件の方が、今のところやっていただけということでございます。

●西嶋議長

9番。

●黒川議員

4回目のプレゼンテーションの中で、色々あってイノシシのあれをやりたいとかそういうそれとか、イノシシのものをやりたいとか、それから蜂蜜とかえごまっていうみたいなものとかというのが、応募してきてると思っておりますけど、その方々のちょっと私も行って見たんですけど、中々いいものじゃないかなと思っております。まあそういうのを考えていただいて、これから進めて頂ければと思っております。それで、これから28年度から32年度まで、新しい過疎促進事業が始まりますけど、美郷町のそのカレッジの方向性というのは、今までどおりに進めていくのか、新しい提案を持ったもので、企業を起こすにしても、町内の方々とかというのを巻き込んだやり方で、進めていくのかというその方向性は、どういうふうに考えてますか。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

カレッジにつきましては、実は法人化のところに入ってございまして、再度練り直すということになろうかと思っております。

●西嶋議長

9番。

●黒川議員

解りました。大体その次に進めるのに、練り直してやるということでございますんで、これ以上、もう質問もやりませんが、町内の産地の方々に頑張っていて、ますます起業に奮起していただいて、ぜひ事業やめなくて、雇用の場を増やしてほしいと思います。これで私の質問を終わります。

●西嶋議長

黒川議員の、質問が終わりました。

続いて通告9、1番・原議員。

●西嶋議長

1番。

●原議員

原でございまして。それでは早速ございまして、通告をいたしております2点についてご質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。美郷町の畜産振興について伺います。本会議に上程されております過疎地域自立促進計画にもありますように、美郷町の畜産の現状は、農家戸数が減少し、中核農家の規模拡大によって、飼育頭数が確保されているような状況であります。かつて全国共進会において、本町から出場した若雌わかぎし4号が日本一となり、市場においても美郷町の牛、そして島根の牛が大変な評価をいただいて仔牛価格も上昇したような経緯もございまして。しかしながら、その後全国的な仔牛価格の暴落とまた、BSE被害等、美郷町はもちろんでございまして、全国の畜産農家は大変厳しい時代を経験され、現在に至っております。最近、仔牛価格もやっと安定してきたところでございましてけれども、農家の方々は、やっと一息ついておられます。しかし、今後出てくるTPPなど不安材料も実際にあります。そこで、美郷町として畜産振興をどのように考えておられるのか。そして、中核飼育農家に対する増頭、保留、機械設備等の営農支援について拡充をしていただきたいという趣旨でお聞きをしたいと思っております。

次に、ペレット製造事業の検証と今後の新エネルギー政策についてでございます。平成21年度、ゴールデンユートピアのペレットボイラー導入をされ、それに併せ、地場産業の活性化が図れるとして、平成22年度から町がペレットの製造機械を導入して、そして、町が選定された事業者へ、申し訳ございません。ここは、10分の10の補助で実施されております。しかし

ながら結果は、3年前に一般質問させていただいたとおり、本格稼働に至る以前に、倒産という結果になっております。これは当時の私の一般質問においても、町として機械選定等計画実施の甘さがあったということ認識をされているものと思っております。その後も継続を実施するという町のお考えのもとで、機械の買い戻し費用、そして、それを動かすためのメンテナンス費用、色々と議会の方にも予算に計上されておられていました。事業を再開すると言っておられた、今おられましたが、未だにペレットの製造事業は再開をされておられません。ゴールデンユートピアのペレットボイラーも、おそらく当初計画を上回る単価よって燃料を購入されていると推測をいたします。そこで、一体これまでこのペレットの事業に対して、先進地視察から新エネルギービジョン、関係計画の策定、機械の選定、購入そして、買戻し等々に係る経費どれくらいのお金をこの事業に投資をされたのでしょうか。お伺いします。もう1点、この事業を実施されるに至って計画を策定されました美郷町のエネルギービジョン等々、これにおいては今後どのような活用を考えておられるのか、併せてお聞きをしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

原議員、1番目の美郷町の畜産振興についてのご質問にお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、現在仔牛価格は高値で推移をしており、平成28年1月の平均価格は66万円程になっております。最も低かった平成20年度におきましては、28万円でございましたので、38万円の価格差となっております。また、平成17年度からの推移を見ましても、最高値となっております。JA島根おおちの美郷町の出荷額を見ますと、先ほどの仔牛価格の高騰の効果により、12月までの販売額は約8000万円でございます。26年度の1年間の販売額は6000万円程でしたので、27年度、あと3カ月を残し、すでに昨年の出荷額を2000万円上回っております。一時期の低迷期から脱している今日ではありますが、仔牛出荷数の減少により、売り手市場に傾いているのが原因ではなかろうかと分析をしております。ただ懸念されていますように、TPPの協定内容におきまして、牛肉につきましては、現行38.5%の関税がTPP効力発効時から徐々に減少し、16年目から9%になる予定でございます。国の影響分析では、牛肉は和牛に限り、競合の度合いが低いとして影響が小さいとしておりますが、市場の動向は不透明であると感じております。そのことから、将来に向かってTPPの影響を軽減するためにも、畜産振興のてこ入れをしていかなければならないと考

えております。農業生産額も拡大しており、この流れを滞らせないよう経営の支援を充実してまいります。次に、中核飼育農家等に対する設備等への支援でございますが、平成28年度予算編成におきまして、これまでの施設改修、機械導入の補助を4分の1から2分の1へ改定をし、併せて補助限度額も30万円から50万円まで引き上げて編成をしました。また母牛の導入につきましても、1頭4万円から8万円に引き上げることにしており、畜産農家への支援につなげたところでございます。TPPの影響が現れると予想される2年後を見据え、今後とも支援策を充実させてまいります。以上。

●西嶋議長

1番。

●原議員

町長がおっしゃるとおり、これから先ですね、TPP等大変不安をもっておられる農家の畜産農家の方がたくさんおられるというふうに思っております。しかしながら、反面ですね大型の畜産農家に関しましては、TPPはチャンスだと。今、和牛の世界的な評価というものが上がってきていると、というようなこともあってですね、今がチャンスであると言っている大型農家の方もおられるというのも現実でございます。そういった意味で、美郷町についてはですね、この畜産については、大変技術もあり、農業経営としての土壌もあり、そういった経験も豊富な方もたくさんおられます。ぜひとも、先般の一般質問の中でも、林業振興を忘れてはないだろうかということもありましたけれども、畜産振興もですね、実際、美郷町にとっては、大きな農業振興のひとつであるというふうに私は思っております。そういった意味で、もっともっとですね、この振興を図っていただきたいというふうに思っております。で、先ほど町長から言われました平成28年度にも計上されておりますけれども、まず機械設備に関して4分の1の補助から2分の1の補助へ変えられて、その上にですね、30万の上限から50万の上限へということでございます。が、しかしながら、実際、畜産農家の中核になってきますと、機械自体も、大きな機械が必要になってきます。そうしますと、やっぱり何10万単位でですね、変えるような機械ではなくてですね、高いので800万、1000万するような機械も実際にはある訳でございます。予算質疑の中にもありましたように、集落営農に関してはですね、平均的な米の農業作付の機械ということで1500万、倉庫も含めてですけども。というような予算もつけておられる状況であります。そういったものに含めてですね、やはりこういった畜産農家、中核農家についてもですね、そういった中核農家には、中核農家なりの機械が入れられる程度の予算の措置。そういった制度も考えていっていただきたいというふうに思っております。そし

てまた、一番大事なのはですね、増頭だというふうに私考えております。畜産はですね、本来は、安い時期に増頭を図ってですね、それで、単価の上があったところで、市場価格の上があったところで、牛舎をどんどんどんどんまた増やして、また安い時期に来た時に、また増頭増やして、この牛舎入れていくと。そういうような流れがあるそうでございます。私も勉強させていただきました。そういったことを考えるとですね、今、若手の中核畜産農家においては、今、当初50頭ぐらいあったのがですね、今回150頭ぐらいまで増やそうとしてですね、自分なりで、一生懸命資金をされながら、また町の補助事業もですね、使いながら一生懸命経営をされております。そして、努力もされております。最近の話でございますけども、島根県の種牛、これがですね、過去最高の霜降り率を示すBMSの値というものがですね、過去最高の種牛であろうという久茂福という雄牛が誕生いたしました。これは美郷町から出た仔牛が基になっております。そういった仔牛を生産できるだけのですね、技術を持っておる訳です。こういった技術をですね、もっともっと有効に活用して、この畜産振興というものをですね、十分に図ってもらい、また一生懸命県内でも有名になるぐらい、全国でも有名になるぐらいの、一生懸命やっとする若者もおります。こういった若者の農業に対する熱意をですね、もっと町として支援をしていただきたいというふうに考えております。そういうことで、先ほどすみません。話が戻りますけど、増頭でございますけれども、4万円を8万円という話ございました。実際今、妊みといいますか妊娠をさしてですね、妊娠鑑定を受けて、子供がお腹の中における状態の母牛を買う場合ですね、良い牛だと100万ぐらい今してる訳ですよ。それを8万円の助成でもらってですね、ほいじゃあそれを買って増やして、いい仔牛を作りなさい。そういったこともですね、ちょっと無理があるんじゃないかなというふうな気がしております。いい仔牛を作るためには、いい母牛も育てなくちゃいけません。そういった意味で、もっとこの増頭支援に対してですね、補助金の助成の拡充を図っていただくようなお気持ちはありますでしょうか。いかがでしょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

ただいま原議員の仰せのとおりですね、畜産が美郷町でも、大きな農業収入の中で占めているところでございますけれども、一頃とは少しまあ時代も変わりました、畜産農家、有畜農家が減少したことも事実でございます。やはり高齢化でですね、なかなか増頭が難しい方もある訳であります、今こうして大規模にですね、やっていただいております方も数件ございますけれども、

総体からみればですね、牛の頭数は、減ってきたのではないかと考えておりますけれども、やはり先ほどの助成がですね、妊娠した牛であれば100万からするというお話でございますけれども、それに対して助成はどうかというお話でございますけれども、やはり今の状況でいけばですね、仔牛価格も今先ほど申し上げましたけれども、大体80万前後で取引されるのが多いようでございます。特にまた、この美郷町の牛はですね、さっきお話のように、昔はわかぎしということで、種母牛も非常に美郷は旧邑智でございますけれども、時代にはですね、話題に上がったものでございます。それをずっと継続をして、やはりこの美郷町にも仔牛の生産では、すぐれたものがあるということで、一時は市場でもですね、美郷の牛については、よそよりは、平均値が高かったはずでございます。現在ちょっと最近の値段は知りませんが、そういうこともございましたけれども、今おっしゃいますように増頭をする場合にですね、支援が少ないではないかというお話でございますけれども、この状況も見なければなりませんけれども、出来るものならですね、今のような高額な牛をこれはその畜産農家にとっておきたいという牛がそのぐらいの値がするとすればですね、やはりまた幾らかはですね、考えていかなければならないかなという今、私の考え方でございますけれども、そういう気がしておるところでございます。以上。

●西嶋議長

1番。

●原議員

町長の方から、今増頭に対するですね、妊産婦牛それから仔牛についても価格についてご理解いただいておりますね、もっと増頭についても、金額を検討しないといけんというようなお言葉をいただいたんで、ぜひともですね、それをもっともっと農家と担当課と話をしながらですね、進めていってですね、どうかこの若手の畜産農家を支援していただけるような政策というものを作っていただきたいというふうに思っております。機械につきましても、先ほど言いましたように、50万上限ということでございますが、実際には、600万、800万、1000万するような機械もですね、必要であって、実際そういう機械の購入もですね、今から先考えておるといような状況も聞いております。そういったところで、資金も色々ありますけれども、そうじゃなしに、町も一緒になってですね、そういった若手の中核農家をですね、支援していく。そういったお気持ちに立ってですね、今後よろしくお願いをしたいというふうに思いますんで、これで、1番目を終わらせていただきたいと思います。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

原議員の２番目のペレット製造事業の検証と今後のエネルギー政策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、新エネルギービジョン策定から現在に至るまでの事業費についてでございます。確認できる範囲でお答えさせていただくこととなりますけれども、策定委員会や先進地視察の費用弁償に９４万７０００円、計画策定には９３９万５０００円を支出しております。次に、ペレット製造事業に対しまず導入の補助金でございますが１７３８万７０００円余でございます。また、昨年機器を買い戻しておりますが、その費用として５０万円を支出しております。その他電気設備工事、電気代、土地の借上げ料など１１９万８０００円程度となっております。

次に、平成１９年度と２０年度に策定いたしました、美郷町地域新エネルギービジョン、またその詳細計画となります木質バイオマスエネルギー利活用調査報告書の活用についてのご質問につきましては、地球環境問題のひとつでございます地球温暖化問題に関しまして、平成９年に採択されました、いわゆる京都議定書により、ＣＯ２などの温室効果ガスの削減に早急に取り組むことが求められました。本町におきましては、美郷町第１次長期総合計画の中で、森林環境や産業構造を活かしたバイオマスなどのクリーンエネルギーの導入を推進することとしております。美郷町地域新エネルギービジョンは、長期計画の方針を具体化するための実行計画でございまして、環境保全などのシステムづくりを進めていくアクションプランとなっております。また、木質バイオマスエネルギーの利活用調査報告書につきましては、化石燃料に頼らない自給自足型のエネルギーのひとつとして、また、産業創出に結びつくものとして、森林が町の面積の９０％以上を占めるという本町の特性から木質バイオマスの活用を主眼として調査したものでございます。その結果としまして、本町におけるＣＯ２削減施策について検討を始め、平成２１年度から実施をいたしておりますバイオマスボイラーや、太陽光発電設備の導入などの新エネルギー設備導入に対して助成する事業を始めることとなりました。ＣＯ２削減に向け、この計画により導き出されましたデータは、各種再生可能エネルギー導入を検討する際に、ひとつの指針となる計画として引き続き利活用してまいります。

次に、町のエネルギー政策の考え方についてのご質問でございますが、平成２１年度から事業を始めております住宅用ソーラー発電設備、ソーラー給湯設備や木質バイオマスストーブの設置助成は、現在までに１０２件の利用

がございました。また、美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、豊かな森林資源の活用、また、林業の推進と地域環境の仕組みづくりを取り上げております。先ほど申し上げましたように、森林が町面積の90%以上締める本町でございますが、林業は木材価格が下がり低迷しております。特色のある産業の振興と雇用の創出を図り、伐って、使って、植えて、育てる環境型林業のシステムを創り上げるためには、木質バイオマスをどのように活用していくのかが大きな課題となっております。平成32年には、より一層、CO2排出削減目標が強化されることが、国の温暖化対策基本法で規定をされております。町内には水や森林など、身近なところに環境にやさしい自然エネルギーが存在しております。住民や事業者に助成する新エネルギー設備導入促進事業や供給設備整備事業による太陽光活用などの推進とともに、総合戦略に掲げております木質バイオマス発電などに対する支援を、林業振興と併せ総合的に取り組んでいく方針でございます。以上。

●西嶋議長

1番。

●原議員

今、町長の方からご答弁をいただきました。

ペレット事業についてはですね、本当に私も個人的には残念だというふうに思っております。先ほどお聞きしますと、2000万円程度の2000万円以上ですね、2000万じゃあないですね。3000万円近いですか。というような事業費を使ってですね、また10分の10で、町が機械を買って、それを使ってもらって、事業起こすという。まあ本当にいたせりつくせりの形で、この事業が始まったのに関わらず、先ほど言いましたように本格稼働もないままですね、終わってしまった。このことに対して色々な議員の方も一般質問なり、質疑なりそういうところで、今までも過去色々お聞きをしておる中で、最終的にはですね、町長も言われましたように、昨年買い取りました。町がまた10分の10で買った機械で与えたものをですね、また、その機械を町がお金を出して買い取った訳です。そして、それを修繕して電気代やら借上げ料、これに対してもまたお金を支出をされております。必要なものならお金の支出当たり前のことですので、問題はないというふうに思います。この買い取りについてもですね、これ、もう1回事業化をするということで私は、この議場で説明を受けて予算も承認をさしていただいております。が、しかしながら、いまだそのペレットの事業というのは、どこにいったんだろうというような、動きも全く見えないような状態であります。先日、この機械どこにあるのかなとふと思ひまして、前の事業をされているペレットをこの機械がですね、設置されているところへ行ってきました。そのま

まそこにございました。この辺を踏まえてですね、どのようにこの機械、改めてもう一度聞きますけども、されるおつもりなんですか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

原議員のペレットの製造のお話でございませうけれども、正直申し上げまして、今のところ、現在に至った訳でございませうけれども、その機械は、やはりご覧のように元のところにあります。それをそのままにしてあるということとございませうけれども、このペレット事業を取り組んできた訳でありますけれども、何とか山の資源をですね活用してこのペレットを作ってそれをユートピアへ幾らかは補給出来るような製造をしようということで始めたところとございませうけれども、なかなかその思うようにですね、ペレットの固形したものが出来なかったということが、まあ大きな原因でございませうけれども、それにはやはりですね、その機械の性能といいますか、機能にも問題があったんではないかと思っております。非常にこの期待をしておいたペレットを事業でございませうけれども、今、仰せのとおりですね、そういう状況になっておりますけれども、これからどうするかということとございませうけれども、今のままの機械では、少し製造は難しいと思っておりますけれども、まあ間ではですね、場所を変えてやってみようじゃないかという話もちょっとしましたけれども、なかなか場所を変えても難しいということもございませうて、そのままになっておる訳でございませうが、やっぱり先ほども申しますけれども、機械そのものをですね、今の機械では、到底生産は難しいとは考えられておりますけれども、担当課長からも説明をさせていただきます。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

ああして、買い戻した訳でございませうが、その当時、従事していただけるようなお話がありまして、2件ございませう。一人は、都賀行にお住まいの方、もうひとつがカヌーの里で出来ないかというお話ございませう。この2件、調整を取りましたけれども、残念ながら合意に至らなかったということで、現在もその従事していただける方が見つからないというところとございませう。その結果、あのまま稼働せずにあるというところとございませう。

●西嶋議長

はい、1番。

●原議員

買い戻されて、わざわざ自分が買った物を、もう1回お金を出して買い戻

されて、それをなぜそういうことをしたのかということ、もう1回この事業を何とかしようということで議会で答弁されてですね、それを今お聞きしますと、課長の方からは2件あったけども、調整がつかなかったというようなありきたりの言い訳でございますけれども、町長が言われましたように、これ実際にはですね、機械がもう能力不足だったんですよ。ということは、以前先輩議員のですね、予算質疑の中でも色々を見ますと、議事録見ますとですね、その事も認めておられる訳でございます。その能力については、島根電工から買ったと。間入ったと。ですから、その島根電工もきちんとそれを能力を上げるためのものを作ると。補償すると。というようなニュアンスで私は見て、その議事録を見ましたけれども、そういったことも言うておられます。そういったやっぱり販売元の責任というのは、町はどのように言われてですね、実際、その直させる、実際新しい機械がもうそろそろ出来るだろうというところまで、議事録に書いてありました。その話はどうなっておるんですか。お聞きます。

●西嶋議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

機械が製造設備が、非常に能力不足だったということが原因で大きな騒音も出ましたし、それから粉塵もすごい状態でありまして、なかなかその機械を使ってペレットを製造を長時間にわたって継続することが困難な状況というのが、当初からございました。したがって、その辺の原因については、なぜこうなったかということ、島根電工並びにアース産業という製造元に対して、問いただしをしたんでありますけども、元々のペレット製造機の製造能力以上のエンジンというんですかね、それを搭載したために、非常に騒音も大きくなったということもありましたし、そのペレット製造マシンが、製造第1号機であったということで、実験が不十分であったということもありましたし、様々な要因が重なっておりまして、なかなかペレット製造が計画どおりに出来なかったというのが事実であります。そのことによって、当初の説明カタログどおりにならないという指摘をして、トラブルが多かったということで、四者協議を行った訳でありますけども、その中で出てきたのは、アース産業におかれては、そういう機械の中で生じた問題であるということであれば、もう1台機械を無償で提供しましょうという話がありました。島根電工の方からは、粉塵、騒音対策については、出来るだけの対応をさしてもらおうという話も出ておりました。そうそういう話をしている最中、7月に、XXXXXXXXXXの工場が自己破産をされたということがあって、その自己破産の原因が能力を向上させるためにチップパーという機械を、出来るだけ小

さくして、ペレット製造マシンの方へ送り込んだ方がいいということで、チップパーという機械を500万円程の追加予算を町の方で計上して、購入をすることが決まっております。その町は、チップパーが入ってきましたので、現場で確認をして、検査をして、納入が済んだということで、[]の方に、500万円の補助金を払う形をとりました。ところが、その[]が、もう倒産ぎりぎりの状態であったために、その500万円は受け取ったけれども、島根電工に対して、その500万円の支払いは行わなかったということがあって、いわゆる契約事項不履行ということで、新しい機械の提供については、出来ないというふうなことを言い出しまして、そのままの状態になっているのが現実でございます。そのことにつきましては、過去の議会におきましても、詳しくお話をしております。アース産業についても、島根電工を通じて倒産をした年の12月には、12月納品に向けて準備を進めているというふうな話はあったんでありますけれども、7月段階において倒産したということで。それもお金の不払いが原因で、なかなか島根電工においては、その新しい機械の納品については、自分はようやらないということを申し出られまして、そのままの状態になっているというのが現実でございます。

●西嶋議長

1番、原議員。時間がほぼあと2分ぐらいですんで、もう1問ほど。

●原議員

はい。それじゃですね、時間がないそうでございますので、簡単にですが、色々さっき、副町長ご説明いただいたようにですね、事情はあったというふうに思います。ただ先ほど、最終的にはですね、[]の不払い500万によって、この機械が直していただけなかったとかですね、そういうことがあるかと思っておりますけれども、そこで、これは補助金です。500万をなぜ支払いもないものに、補助金500万を[]の方に渡したかという問題もあるかと思っておりますが、そのことは、もう前回のところでも若干話をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。ただこういった計画をですね、膨大な金額を使って計画をして、至れり尽くせりの制度を作っちゃったものでさえ、簡単にいかないのが現実で、新しいことをやろうと思っただけですね、現実であろうと思います。木質バイオマスガス発電、今話題になっておりますけれども、今議会にも6800万円の委託費が計上されております。本日の表決で、おそらく採択はされるというふうに思いますけれども、前年度の12月の補正予算、3ヶ月しかない時期において12月補正予算で2000万円の調査費、合わせますとですね、調査費その他色々ありますけれども、先進視察費も含めてですけれども、8800万です。こんなお金を使ってですね、こんなにお金を使って計画される訳ですから、最後に一言だけ、行

山を買いませんかということで質問しております。私は、山に対する知識が全くございません。ただ、毎年、美郷町に山を持っておられる方から、山を売りたいという相談があるように聞いております。確かに今、山の価値、木材の値打も下がっております。しかしながら、いつか必ず見直されるのではないかと思っております。町で、年間少しずつでも、買っておいてはいかがでしょうかということでございます。

それから、2番目に、企業誘致をしませんかと。企業誘致につきましては、何年か前、もう20年30年ぐらい前ですか、やられたことがあります、合併後はもちろん、近年全く話がございません。なぜでしょうか。この2間について、お伺いを致します。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

佐竹議員の1番目の山を買いませんかのご質問にお答えをいたします。議員のご質問のとおり林業低迷、人口減少、高齢化、都市部への在住などにより、山を管理しきれなくなった所有者が、山林の売却などを相談される事例は数件あり、今後、増加していくことが想像されます。本町の9割以上を占めます山林は、木材資源としての経済的価値と、水資源涵養や土砂災害予防などの公益的な機能を果たす社会基盤としての価値との2つの面を持ち合わせております。前者の木材資源として経済価値につきましては、木材価格の低迷との相互関係により、今後につきましては価値が判断できない状況でございます。

町としましては、現在、650ヘクタールの山林を保有しており、現時点では購入後の管理など、費用対効果を勘案しました時、積極的な購入は見合わせたいと考えております。当面は、保有する山林の健全な保全と育成を図るとともに、出来るだけ適正な管理に努めながら、経済的価値の変動に注視してまいりたいと存じます。また、後者の公益的機能を果たす可能性のある山林につきましては、水資源涵養や土砂災害予防に規制はあるものの、その効果に影響する事案によりましては、本町の森林整備計画や土砂災害防止法に照らし合わせ、必要があれば町有財産として購入し、周辺環境に配慮した対応をしていくことも考えております。以上。

●西嶋議長

はい。11番。

●佐竹議員

先日ですね、川本でちょっと私の友達と話したんですが、美郷に山を持っておられる方で、こっちの話も、山をもっておられる方の話ですが、何々

さんに「うちの山を買ってくれって言うてくれん」という話がありましたんで、「それはまあ言うてみるわ」言うたら、それ話をしたら、「うちの山を買ってくれ言うてごせー」というふうに対抗に言われまして、そんなに山というのは、価値がないのかなというふうに感じたところでございますが、山の価値というのは、一番はきれいな空気を供給する。それから、きれいなおいしい水を供給する。それからまた、木材は、エネルギーを供給するということでもあります。その中でも、木材というのが、一番目に、持ち主にとってはあれだろうと思うんですが、この木材の、土地の山の価格というのが、17年ぐらい連続で下がっておるそうでございます。それから、木材の価格も25年ぐらいずっと下がり続けておるということで、山を持っておられる方は、なかなかその維持管理ということも含めて、あんまりメリットはないというように感じられると思うんですが。これにですね、目をつけたのが、外国の資本でございまして、特に、水でございましてね。この水をこの山から、日本の山から、もらおうじゃないかということで、だいぶ日本全国でもかなりあるようございまして。例えば、三重県の方のせんだ村ですかね。それから長野県の方、それから、北海道ではですね、山を買いたいからということで、林道も入とらんような奥地の200ヘクタールを求めて、不動産関係者が訪れた。何でこの辺りな地を選んだのかということ、水源地の売買規制が始まったんで、北海道の道央と道南を避けて、その何でもないような山を買いたいということで、これを狙われた山というのは、70数戸集落があったのが、台風の影響で全部おらんようになって、無人になった山だそうございまして、林業が成り立つ場所ではないと。で、同行した関係者が、目的がおかしいということで、役場に通報して、役場もそれで、地元の有志に資材を置いてその山を買わしたというようなことでございます。日本全国でそういう外国人が持っている山は、5年前で3700ヘクタールですか、というふうにいわれておりますが、美郷町では、外国人が持つておるとい、まあ外国人が持つておるか、持ち主が不在というような山はどのぐらいでございませうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

外国人がどれぐらい山を持つておるかということでございますけれども、正確なデータは私も持ち合わせておりませんけれども。詳細についてはですね、担当課長からお答えいたします。

●西嶋議長

番外、住民課課長。

●高橋住民課長

住民課の方で、固定資産税を持っております関係で、答弁させていただきますけども、ちょっと全部は覚えておりませんが、私の記憶では、外国人が所有者の山というのは把握をしていません。認識をしていません。以上です。

●西嶋議長

番外、産業振興長。

●烏田産業振興課長

しっかりとした答弁できないで、不在地主というのについては、把握しておりません。それで、地主さんの森林組合ともし。

●西嶋議長

外国人の所有者。

●烏田産業振興課長

外国人だけでいいですか。はい。

●西嶋議長

11番。

●佐竹議員

持ち主の分からない山というのはない訳ですか。町内には。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

持ち主の分からない山はございません。

●西嶋議長

11番。

●佐竹議員

町外の、この今の話の中で、この外国人が買うというのは、ダミー会社を使ったり、色んな個人の持ち主でなくてというような形で、ダミー会社使って、登記かそういうのやっておるようなケースがあるんだそうですか、そういう事もないということですね。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

先ほど外国人の所有名義については、認識がないと申しましたが、企業が持っている山林については、幾つかございます。それがちょっとダミー会社かどうかというところまでは、現在分かりません。以上です。

●西嶋議長

11番。

●佐竹議員

もうひとつ。固定資産税の不納欠損もないということですね。全くない。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

番外、不納欠損につきましては、企業については、幾つかあったと思います。

●西嶋議長

11番。

●佐竹議員

これについては、即時欠損というような形で、処分される訳ですか。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

基本的には、5年間の時効で不能欠損にしております。

●西嶋議長

11番。

●佐竹議員

水の問題なんですが、1番、今、世界でですね、大体11億人ぐらいは、水不足できれいな水に不足しておると言われておりました、だから毎年4500人ぐらいの子供が亡くなっていると言われております。2025年には、55億人が水不足になるんじゃないかというふうに言われております。その中で、今、私、先ほど言いましたように、美郷町の山を買うということは、私はまあこの今の外国にそういうふうに使われて買った時に、日本の山で、そこへ外国の人、外国のものが入っておった場合、ある国は、目的のためには手段を選ばないという。まあ例えば、■■■■ですが、その国は、目的のためには、手段を選ばないというような傾向がありますので、出来れば私は、日本の山は、日本の者が持つてほしいんですが、今言いましたように、山の価格が下がれば、持つておる人も売りたいということになるだろうと思う。だから、町の方で買ってあげば、そういう心配もなくなるんじゃないかと。特に水というのは、ライフラインでございますので、それを町で管理するということは、大変いいことではないかと思う訳でございます。そのためにも、私は買っておいてはどうでしょうかということを言った訳でございます。それについてどうでしょうか。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

財産を管理しておりますのは、総務課でございますので、質問の意図に十分にお答え出来るかどうか分かりませんが、一応やはり私どもも北海道あるいは、長野県等で、外国資本による山林買収が行われておるということは、ニュース等で伺っております。それが目的が、水というふうに一般的に言われておりますけども、それが本当の目的は何か、あるいは日本の資本会社が入って、それを斡旋して、それをリベートとしているという可能性も無きにしも非ずというふうには思っておりますけども、いずれにしても、ニュース等では水が目的だということも伺っております。それで、やはり水を目的とするからには、それなりの地形もあるでしょうし、ただ、水を目的とするからには、水利権の問題等もあるかと思えます。水利権等の問題をクリアした上でないと、水の開発、販売等には、山林からの販売にはならないかというふうにも思っておるところでございます。それで美郷町の場合は、非常に急峻な地形でございます、果たしてそうした表流水を飲料水に活用出来る地形かというところではないかなというふうには思っております。それともうひとつは、国土利用計画法によりまして、1ヘクタール以上の山林の売買につきましては、市町村通して、県等に届けがいるというところがございますので、そうしたところで、町としては把握出来るのではないかとこのように思っております。

●西嶋議長

はい。11番。

●佐竹議員

まあ先ほど言いましたように、2025年には、55億人が水不足になるということをおっしゃっております。まあそれによって、水戦争じゃなくて、水を求めて戦争おきるというようなことはないように願っておるところでございます。

ちょっと話変わりますが、木材ですね、木材から、セルロースナノファイバーというものが、取れるというふうに、たまたま、私テレビ見とっていうんですが、これは今の、どんな植物でもいいんですが、それをナノっていうのはですね、1ミリの100万分の1の大きさだそうですが、それに細かくして、それをこう固めたものは、金属の5倍の硬さがあるって重さは5分の1ということだそうです。これを今、色んな企業がやっております、経済産業省では2030年に1兆円の規模に育てると言うておるそうでございます。現在の能力としては、年間で60～70万トンで、コストは、キロが5

000円から1万円。炭素、カーボンが3000円だそうです。これを2020年には、キロ1000円ぐらいにすることを目指しておるといふことだそうでございます。まあ木が1本あれば、車のボディーは出来るというような技術だそうでございます、一番研究しておるところは、日本製紙だと。江津にあります日本製紙、王子ホールディングス、中越パルプというようなパルプの会社が多いんですが、今まだ現在商品になっとるのは、オシメ、オムツですか。オムツなんかになっておるそうでございます。こういうこともありますので、出来れば研究してほしいと思っております。以上、1問目終わります。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

佐竹議員の2番目の「企業を誘致しませんか」のご質問にお答えをします。

企業誘致は、雇用の創出や税収の増加など、地域経済の活性化や税収等の歳入の増加が見込まれることから、島根県を初め多くの自治体で取り組んでおります。美郷町におきましても、過去に自動車関連や、電子機器関連等の製造業を中心とした企業を誘致し、多くの町民の方が雇用されてきましたが、バブル景気の崩壊と円高による企業の規模縮小や海外進出のため、倒産や撤退が相次ぎました。議員のご指摘のとおり、近年、美郷町内に進出してきた企業はないのが事実でございます。企業におけるコストの削減や工場などの集約化により、地理的条件や物資輸送路の高速道路等、幹線道路のない当町におきましては、企業誘致に不利と言われざるを得ません。他の中山間地の自治体の例を見ましても、特に多くの雇用が見込める大規模製造業の企業誘致はなく、雇用改善につながっていないのが現状でございます。しかし、島根県内におきましても、近年IT企業の誘致が活発化しており、IT企業の誘致を目的とした補助事業も展開されております。廃校になった小学校を活用し、事務所を開設して事業展開を行っているIT企業の誘致も事例に上がっております。IT企業の誘致につきましては、本町のような地理的条件に関わらず、通信環境の整備が整った地域であれば可能でありますし、逆にFTTHが整備された本町であれば、IT企業にとっては申し分ない環境と考えます。本町におきましては、地理的条件や物資輸送の道路網の現状を考えますと、大規模な企業誘致の可能性は低いですが、先ほど申しましたIT企業などの地理的条件に左右されない企業や、比較的小規模の企業をターゲットにして、島根県とも協力をして今後も企業誘致を行ってまいりたいと考えております。以上。

●西嶋議長

はい。11番。

●佐竹議員

この前、川本の議員と話をした時に、川本へ今度、新しく企業が来るということだそうでございます、年収が100億、従業員が50人ということです。それで、場所は、三原の方だという、地理的には、あんまり良いところではないというような言い方ございました。これも県の方からの声がかかって、そういう、来ることになったというふうに聞いておりますが、美郷町は、そういう事を県の方にとりか、企業があればという、まあ来る企業があればということは言っておられるのでしょうか。どうでしょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

美郷町に企業の話があったかということでございますけれども、川本町は先ほど、お話のとおりでございますが、今のところはですね、企業が。

●西嶋議長

県へそういう相談がしてあるかどうか。

●景山町長

県の方へですね、どのような働きをしたかということでございますけれども、以前は分かりませんが、私が、町政を担当してからは、この誘致の話は、県の方ではしたことはございません。

●西嶋議長

はい、11番。

●佐竹議員

実は、この間このことで色々聞いたんですが、例えば、飯南町に大阪樹脂。まあ町長さんご存知だと思いますが。これも平成20年、これ県からの誘致。それから、こないだですね、邑南町にまた新しいのが来たんですが、これも県の方へ出来れば、会社があればということ申し込んでおられたということから、また来るようになったというそうでございます。もちろん仁摩の大国にですか。あそこには、広島アルミという大きな会社があります。美郷町からも行っておられる方がおるようでございます。周辺にはありますが、例えば、若者住宅の募集を全国をされた当初、働く場所がありますかということについて、働く場所はありませんということで、そのことで、それからどういう事になったか知りませんが。住宅はあっても働く場所がなければ、生活できない訳でございますので、その時点からも、おそらくやっておられたかなと思ったんですが、まあそれがやってないということでございますが、ま

あ今後、どうでしょうかね。そういう企業を来てもらうような働きを県の方へされる考えはございませんか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

これからですね、調整をやっていく上においてですね、県の方にもこういうお話ししてみたいと思いますけれども、地理的にですね、条件的には国道は入っておりますけれども、邑南町、飯南町、まあ近隣の町村に比べてですね。まだ、交通網の整備等も必要ではないかと思っておりますけれども、機会を見てですね、県の方にも、このように伝えていきたいと、お願いをしてみたいと思いますけれども。若者定住住宅に入る方の就労の場所ということで、今お話ございましたけれども、今、計画をしておりますようにですね、リースハウス、これもですね、これから建てていく訳でございますけれども、これに町外から呼び込んでですね、やっていくということで、今計画されておりますリースハウスにつきましては、30名は必要ではないかということも言われておりますけれども、こうした人員も確保しなければなりませんし、更に、ああして水の会社も今、まだ本格的に稼働はしておりませんが、これもですね、いずれは稼働ができれば、今の雇用がまだ増えるのではないかと期待もしておるところでございますし、また先般、山くじらがですね、地域おこし協力隊が、乙原で缶詰工場を設立したところでありますけれども、これまあ地域おこし協力隊が、今3人ほど関わっておりますけれども、これなんかも将来ですね、やりようによってはですね、まあ3人が4人というようなことも考えられるのではないかなと思っておりますけれども、まあこうしたことも視野に入れながらですね、工場誘致のお話と兼ねてですね、こういう計画を持っておりますので、そういうことで、人口の増加を図っていかねばならないとこのように思っております。以上。

●西嶋議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

失礼します。先ほどの議員ご質問がございました、県への働きかけのことにつきまして、若干私の方からご説明をさせていただきます。先ほどの町長答弁では働きかけはしていないということではございますが、町長の方への説明不足もございまして、ちょっと補足といたしますか、ご説明させていただきます。県には、外郭団体ということで、企業誘致対策協議会というものがございます。まあ隠岐を除くところです。美郷町につきましても会員となっております。この協議会何をするかと申しますと、色んな情報の交換をした

りですね、それから工場とか地域の立地条件等を把握していただいて、それをその協議会、まあ県のメンバーがおりますけれども、全国各地でセミナーとか、そういったことを開催をしております。そういったところで、そのセミナーに来られた企業さんの色々なリクエストに応じて、まあ県内の工場団地等、地域等を紹介していただくということになっております。先ほど、佐竹議員申されました川本町につきましても、そのようなことで、まずは県内で、その会社が工場を探されているんだというところで、県の色んなところを紹介して、それを企業さんの方で、各地を回られて川本町に入られたと、というような経過でございますので、まあそういった東京、名古屋、大阪、広島等々で色々とセミナー等やっておりますので、美郷町のことにつきましても、県の協議会でそういった向いているような企業がございましたら、ぜひとも紹介していただくように働きかけていきたいというふうに思っております。

●西嶋議長

はい。11番。

●佐竹議員

はい、分かりました。今、計画されておりますリースハウス、発電所という事業が軌道にのって、そこで働くことが出来る人達が増えれば、そういう企業誘致も必要ない訳でございます。いつか、江津の市長さんが言っておられました。よそから企業を呼んできてやっても、だめになればすぐにおらんようになってしまうけーというようなことで、で、うちは発電所を作るんだというようなことで、今発電所を作られたような格好でございます。ぜひうちの方も、今の計画されておるところがうまくいけばいいのではないかと思っております。以上で終わります。ありがとうございました。

●西嶋議長

佐竹議員の質問が終わりました。

ここで3時まで休憩といたします。

(休憩 午後 2時 40分)

(再開 午後 3時 00分)

●西嶋議長

会議を再開します。

日程第3、委員会審査報告及び質疑を議題といたします。

各常任委員会及び予算特別委員会に付託した案件の、審査結果報告を求めます。

●西嶋議長

総務常任委員長。5番。

●岩根議員

審査報告を行います。

平成28年3月15日、美郷町議会議長 西嶋二郎様。総務常任委員会委員長 岩根和博。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告をします。

記、託された案件、条例案、議案第4号、美郷町行政不服審査会条例の制定について、議案第5号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第6号、美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議案第7号、美郷町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、一般事件案、議案第21号、過疎地域自立促進計画の策定について、以上であります。

●西嶋議長

報告が終わりました。質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。委員長ご苦勞様でした。

続いて、教育民生常任委員長。

●西嶋議長

6番、山本委員長。

●山本議員

読み上げて、報告にさせていただきます。

平成28年3月15日。美郷町議会議長 西嶋二郎様。教育民生常任委員会委員長 山本幹雄。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について、慎重に審議を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により、報告します。

記、付託された案件、一般事件案、議案第23号、公の施設の指定管理者の指定について、集会所17施設、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定について、共栄集会所、野井集会所、石見集会所、以上であります。

●西嶋議長

報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので質疑を終わります。委員長ご苦労さまでした。
続きまして、産業建設常任委員長。

●西嶋議長

10番、籾根委員長。

●籾根議員

産業建設常任委員会から、委員会審査報告を申し上げます。

平成28年3月15日。美郷町議会議長 西嶋二郎様。産業建設常任委員会委員長 籾根正一。委員会の審査報告書、本委員会に付託された下記案件について、慎重に審議を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記、付託された案件、条例案、議案第11号、美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、美郷町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について、一般事件案、議案第22号、工事請負契約の変更について、平成27年度町道志君線道路改良工事、議案第25号、公の施設の指定管理者の指定について、君谷農村塾、君の谷農村公園、上野農村活性化塾、議案第26号、公の施設の指定管理者の指定について、青杉森林センター、千原コミュニティーセンター、以上です。

●西嶋議長

報告が終わりました。質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。委員長ご苦労をでした。

●西嶋議長

続きまして、予算特別委員長。

●西嶋議長

11番、佐竹予算特別委員長。

●佐竹議員

予算特別委員会から報告をいたします。平成28年3月15日。美郷町議会議長 西嶋二郎様。予算特別委員会委員長 佐竹一夫。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記、付託された案件、予算案、議案第13号、平成28年度美郷町一般会計予算、議案第14号、平成28年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会

計予算、議案第15号、平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計予算、議案第16号、平成28年度美郷町下水道事業特別会計予算、議案第17号、平成28年度君谷診療所特別会計予算、議案第18号、平成28年度美郷町国民健康保険特別会計予算、議案第19号、平成28年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第20号、平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算、以上です。

●西嶋議長

報告が終わりました。
質疑はございませんか。
(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。
委員長ご苦労さまでした。

●西嶋議長

日程第4、討論及び表決を議題といたします。
これより、委員会審査報告に対する討論に入ります。
反対討論はありませんか。
(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。
(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。
これより採決に入ります。

議案第4号から議案第7号、議案第9号、議案第11号、議案第12号の
条例案7件、議案第13号から議案第20号まで予算案8件、議案第21号
から議案第26号までの一般事件案6件、計21件について一括採決を行います。

お諮りします。

本案21件に対する委員長の報告は、原案のとおり決することを可とする
ものであります。よって、委員長報告のとおり決することに、賛成の議員の
挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、本案21件は、委員長報告のとおり可決さ
れました。

日程第5、発委を議題といたします。

本日、委員会発委が1件、提出されました。議会改革特別委員長から趣旨説明を求めます。

●西嶋議長

6番、議会特別委員長。

●山本議員

提案理由のご説明をいたします。

発委第2号、美郷町議会基本条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、美郷町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。平成28年3月15日。美郷町議会議長 西嶋二郎様。提出者美郷町議会改革特別委員会委員長 山本幹雄。

制定する趣旨について説明をいたします。私たち地方自治体の議会は、地方自治法からして住民自治の根幹をなす機関であると自覚しているものの、住民からの議会に満足しない意見を多く耳にしていました。住民の議会に対する不満は、議会に存在感がないからではないか、議会と執行部は車の両輪とよく例えられるが、議会は提出された議案を通過させるだけの追認機関であってはならないと考えました。単なる追認機関でいいのかと、一種の危機感が生まれてきたところでもあります。私たちもこれまで様々な改革を少しずつ行ってきました。一般質問の一問一答方式や議会だよりの改革・充実、タブレットの導入、28年度から実施することになった議会中継など、住民に対し、見える議会、関心を持ってもらえる議会にするため取り組んでまいりました。現在、議会の運営ルールは標準会議規則によって行われています。地方分権といわれながらも議会は旧自治省がつくった標準会議規則に縛られています。これは内部規則で住民には議会が何をやっているのか見えないものであります。この規則の上になる、私たち美郷町議会の規範となる議会基本条例をつくり、活動することで、住民に対して開かれた議会、説明責任を果たせる議会になると考えました。平成25年第3回定例会において議会改革特別委員会を設置し、基本条例の制定について13回の委員会の開催と研修を重ね議論をしてまいりました。私たちはぬるま湯に浸かっている訳にはいかないことを自覚し、この条例を制定するものです。

条例の内容について説明いたします。この条例は第1章の目的から第9章の他条例との関係及び見直し手続きまで、全22条からなるものです。第1条では、議会の基本事項を定めることで、豊かな夢あふれる協働の町づくりに寄与することを目的としています。第2条では、議会及び議員の責務として、この条例等を遵守して議会を運営し、町民に対する責任を果たすこと、第3条で町民に開かれた議会を目指し、住民に分かりやすい議会運営に努め

ることとしています。第4条の活動の原則では、議員相互の自由な討議の推進を重んじ、自己研さんに努め、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならないことを定めています。第5条では、町村議会ではあまり例のない、合意形成に努めるために会派の結成を可能にしました。第6条では、町民の参加及び町民との連携では、情報公開の徹底と、町民に対する説明責任を十分に果たすこと、すべての会議を原則公開するとともに、議会主催の会議を設置するなど、町民が議会の活動に参加できる措置を講じるものとしています。また、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表し、議会は、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回以上開催することを義務付けています。第7条では、町長等との質疑応答は、現在の様な一問一答方式で行い、町長等は、議員の質問に対して、論点を整理するために反問することができる、反問権を設けております。さらに、文書による質問もできることとしております。第9条では、町長等による政策等の形成過程の説明として、政策等を提案するときは、政策等の発生源や、他の自治体の類似する政策との比較検討、実施に係る財源措置、将来にわたるコスト計算など、その決定過程を説明するよう求めています。議会は執行後に政策評価に資する審議に努めるものとしています。第11条では、地方自治法第96条第2項の議会の議決事件について、現在の議決事件に加えて、1つ、美郷町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため基本構想及び基本計画を策定し、又は変更すること。2つ目、町の政策の基本的な方針、施策等を総合的・体系的に定める中長期的な計画等であって、町政上特に重要なものを策定し、又は変更することを議決を必要としています。第12条では、議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、自由討議による合意形成に努めるものとしています。第13条の政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める条例に基づき議員個人または会派に対して交付をするものとししました。当然、公正性、透明性等の観点から、証票類を添付した政務活動研究報告書の提出と、年1回以上、政務活動費による活動状況を町民に報告しなければならないとしています。第14条では、常任委員会、特別委員会等について、町政課題に適切、迅速に対応するために運営し、議員と町民が自由に情報、意見を交換する一般会議を設置することを可能としました。議会事務局の体制整備は重要であります。第15条で当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとしています。第16条で、議会は、政策形成、立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実と、広く各分野の専門家、町民各層との議員研修会の積極的な開催を謳っております。17条では、町民が議会と町政に関心を持ってもらえるよう、議会広報活動に努めるとともに、議会広

報の充実を図るものとしています。議員定数は、第18条で改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとし、議員報酬も第19条で同様に提案することとしました。第20条は議員の政治倫理を定め、第21条では、この条例が議会の最も基本となる条例であり、最高規範ともいえることを示します。したがって、議会に関する条例、規則等を制定・改廃するときは、この条例との整合を図ることになります。また、第22条で、この条例、取り組みについて、一般選挙後に見直し・検討することとしています。以上が基本条例の概要であります。条例の詳細につきましては、お手元に配布しておりますとおりでございます。この基本条例の制定は、私たち美郷町議会が、開かれた議会としてまた、説明責任を果たせる議会となるための、議会としてのある意味、逃げ道をふさいだ条例であります。議会が変われば美郷が変わるという信念に基づき提案するものであります。適切な議決を賜りますよう、よろしく願い申し上げまして提案の説明といたします。

●西嶋議長

以上で説明が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長ご苦労さまでした。

お諮りします。

発議第2号、美郷町議会基本条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付をしておりますように各委員会から、閉会中の継続審査調査の申し出が提出されておりますので、それぞれの委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、それぞれの委員会へ付託いたしますので、審査調査をお願いいたします。

以上をもちまして、本定例会へ付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成28年美郷町議会第1回定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3時 22分)